

令和 7 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 6 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和7年6月25日（水）10時00分から11時09分まで

四條畷市役所 東別館第二附属棟1階 大会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学 校 教 育 部 長	阪本 武郎	社 会 教 育 部 長	西尾 佳岐
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
学 校 教 育 課 長	胡 健太	社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長兼公民館長	賀藤 久道
教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	金子 摂	文 化 財 課 長	西岡 充
学校給食センター所長	谷口 直人	文化財課長代理兼主任図書館長	實盛 良彦
		社会教育部上席主幹兼図書館主任	田中 学
		兼田原図書館主任	太田 由美子

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第16号 四條畷市教育振興基本計画改訂（素案）策定について

報告 第10号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）に対する意見の申し出について

報告 第11号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画について

報告 第12号 児童生徒用端末機器等の取得について

報告 第13号 四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について

木村教育長	只今から6月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
古市教育総務課長	本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。
木村教育長	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は尾崎委員にお願いします。 議事に入る前に、先月5月28日開催の教育委員会定例会にて、議案第13号 四條畷市社会教育委員の委嘱について及び議案第15号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について、委員の新旧対照表の資料への指摘事項がございました。こちらにつきましては、会議後修正したものを正しい資料として取り扱うこととしたことをご報告いたします。なお、その資料については、議事に支障のない字句修正にとどまる内容のため、両議案とも、可決という結果については変更ないことを確認しておきます。 それでは議事に入ります。議案第16号 四條畷市教育振興基本計画改訂（素案）策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
古市教育総務課長	議案第16号 四條畷市教育振興基本計画改訂（素案）策定について、四條畷市教育大綱の改訂に伴い四條畷市教育振興基本計画（以下、「本計画」という。）を改訂するにあたり、その素案の策定について、議決を求めるものでございます。 提案理由といたしまして、市長が定める教育大綱の計画期間が令和7年度で終了することから、次期教育大綱と共有を図るとともに、国や大阪府の計画を踏まえ、より時代に即した内容に改訂するため素案を策定いたしたく、本案を提案いたしました。 資料の四條畷市教育振興基本計画（改訂版）（素案）（案）をご覧ください。また、もう1つの資料は、策定当初からの変更箇所を見え消しで示しておりますので、こちらもご参照いただければと思います。 主なポイントを説明いたします。第1章の1計画の背景と趣旨については、今回の改訂理由を記載しております。現計画の第2章では、以前の教育振興ビジョンに基づく取組の検証として記載しておりましたが、その内容については尊重しつつ、本計画策定以降の取組の検証を第2章に記載いたしました。本計画の測定指標をもとに本計画策定以降の変化をグラフで検証しております。 なお、市長部局で作成中の教育大綱の改訂版は午後からの総合教育会議にて示されるため、第1章の2計画の位置づけ、第3章の2施策体系について

(古市教育総務課長)	ては、原案（案）策定時に整合をしたいと思います。 第1章5 計画の期間の表の下にありますとおり、令和8年度の事務分掌の変更に伴い、大きな再改訂を検討予定としているところです。 ご審議の程何卒よろしくお願いいたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	今のご説明にありますように、教育大綱が今後改訂され、それに伴ってということで、素案の策定という事務局方のご工夫によりまして、教育大綱と教育振興基本計画を共有できるようにということで、今回素案策定という工夫をしていただいて、ソフトランディングできる形にさせていただいたということに対し感謝申し上げます。まず、気づいたところを申し上げさせていただきたいと思います。私の勝手で見え消しされている資料にメモをしており、わかりやすくそのページで申しますので、ご了承ください。 まず1ページの第4段落の3行めにある「参酌しながら」という言葉は「共有」という文言に変えていただいて、教育大綱と教育振興基本計画の関係を密にフレキシブルな関係としてとらえているのは非常に評価できると思っております。 それに伴い、3ページの概念図ですが、この図の教育振興基本計画が国の教育振興基本計画に向かって矢印が上になっておりますが、これは参酌のためむしろ下向きではないかと思えます。国の教育振興基本計画と教育大綱の関係が法にも明記がありますように、参酌が記入され下向きの矢印となるべきではないかと思えますので、ご検討お願いいたします。 それから11ページの測定指標ですが、基準値と書いておりますので、基準値というのは私の解釈として、ここを起点としてここよりも良くなっていくというような意味であろうと思えます。もし違っていましたら、訂正をお願いしたいと思います。どれも3つとも6年度で見ますと、「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」の中学校の割合以外は、基準値を上回っておりますので、大変良いのではないかと、特に「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」が、110%以上の上昇率であると思えます。しかし、一つ私が気になりますところは、この指標がすべて内省法によるもので自分の考えでその思いで答える。つまり客観的なものではないということについて、認知バイアスがかかるというのは、研究者の中でよく言われていることです。今後のことになるかもしれませんが、客観的な指標とクロスするような工夫をいただけたら、指標がより良いものになるのではないかと思います。加えて、測定指標の表の上にあります「子どもにとって最適な学び、育ち、遊び、健やかな成長をもたらす環境」について、特に取り上げられていますので、こういった「最適な学び」「環境」といった指標も広げてはどうかと思います。まとめますと、より具体的、客観的な指標とクロスすること、

(尾崎委員)	それから指標を「最適な学び」「環境」についても広げてはどうかと申し上げておきます。 次に、13ページの「基本方針と施策」の中の体系図で、大綱との共有関係を勘案するならば、今後大綱を補完するようなところは、どの部分にすればいいのかというのがよくわかるのではないかと思います。 大綱の基本方針と教育振興基本計画の基本方針とのマッチングと申しますか、そういったところも勘案いただければと思いますので、今後の作業の参考になれば、ありがたく思います。 些末なことを申し上げて恐縮ですが、18ページの下段にございます施策の方向性の1つめ「就学前教育について、乳幼児期から」の文言のところの「保幼小中学校との相互理解を深めるとともに」というところですが、ここに「と」を入れてしまうと、どこと相互理解を深めるのかわからなくなるため、「と」を取っていただくのがいいかと思います。ですので、「保幼小中学校の」でいかがでしょうか。 また、16ページの分野別計画の中に、体力向上プランは入らないのでしょうか。ご確認いただけたらと思います。 次に、30ページの施策の方向性の一番下の「命を守る行動ができるよう、防災や交通安全教育の充実に努めます」とありますが、これについては、その後ろに、「など安全教育の充実に努めます」とし、「安全教育」という言葉を入れてはどうでしょうか。 以上、ご検討いただきたいのですが、修正が可能であれば修正いただきたいと思います。
阪本学校教育部長	まず、3ページの図の矢印のご意見いただきましたが、市の教育振興基本計画が国の教育振興基本計画を参酌してという表現をしたときに、事務局としてもいろいろ悩んでおり、その矢印が逆向きであるとあたかも国が参酌するような誤解を招くのではということもあり、現在市が参酌しに行くというイメージでこの矢印としている状況です。事務局で検討をさせていただきたいと思います。
尾崎委員	そうであれば、教育振興基本計画の下に、「教育に関する分野別計画」が下矢印になっています。これはいいのでしょうか。教育振興基本計画を参酌して、分野別計画となる。それならば、国の教育振興基本計画を参酌して、市の教育振興基本計画となると私は考えました。
古市教育総務課長	11ページの測定指標について、具体的、客観的な指標、なおかつ「最適な学び」「環境」のところまで広げてはとご意見ございました。このことについては、令和8年度に再改訂予定としておりますので、その時に新たな測定指標の議論をいただければと思っております。

山本教育長職務代理者

教育大綱が改訂予定ということで、教育振興基本計画も改訂していくという方向ですが、教育振興基本計画の基本方針がそのまま継続されるということで、この5年間いろいろ取り組んできた成果が伝わったのかなと思います。

私としては、この改訂の考え方は、3つあると思っています。1つは、やはり教育大綱との整合性を図っていかなければならないということです。社会教育部門の多くが市長部局に移っていくということで、特に図書館の問題等を考えていかなければならないと思っています。

2つめは、現在の教育振興基本計画を策定する時に考えられた11ページの3つの測定指標です。それぞれ是非の問題があるかと思っています。この測定指標については、現在の教育振興基本計画を策定する時に、この測定指標でいいのかどうかを令和7年度にもう一度検討すべきだという意見がありました。ですので、このままこの測定指標を継続していいのかどうかという一定の議論をする必要があるかと思っています。その当時から、この3つの測定指標については、非常に判断しにくい部分も入っていますので、先ほど尾崎委員が言われた客観性というところになってくるのかなと思います。それをどれぐらい担保していくのが常に課題でしたので、そのあたりを議論する必要があるかと思っています。

3つめとして、第5章の四條畷市がめざす教育で、社会情勢、教育行政で様々に変化をしてきましたので、5年前と比べこの検証がこれで本当にいいのだろうかと言われていると思いますが、いじめの問題が教育分野の中で多くなってきました。また、子どもたちの直近の問題である義務教育からの高校選抜の改変がされていく中で、めざす教育の検証というのをもう1回考えなければならぬと思います。

ただ教育振興基本計画は、過渡的なものにあって、再度教育大綱が正式に決まり、庁内の機構改革ができた段階で、さらにもう1回検討していかなければならないという過渡的な時ですので、今後は、今申した点は検討していくべきかと思っています。

次に、気になる点について申します。1つは、11ページの測定指標です。今回の素案の第2章に、かつての教育ビジョンの検証とは異なる取組の検証が、測定指標を中心に経年で記載されていることについては、とてもうまくまとまっていると思います。そういう形でしていただけると、11ページの具体的な3年度からの測定指標の数値については、第2章に移したほうがいいのではないかと思います。その測定指標については、数値を抜きにして、この3つの測定指標で測定していくのだとする方がすっきりするのではないかと考えます。第2章のグラフの中に数値があるため、改めて第3章にも数値を掲載する必要があるのか、まとめて第2章で評価する方がいいのではないかと思います。

次に、語句について、第1章の5にある計画の期間ですが、その期間を示す図の下に「令和8年度の事務分掌の変更に伴い、再改訂を検討予定」と書

(山本教育長職務 代理者)	かれています。この表現に引っかかりを覚えます。事務分掌が変更されたら、教育振興基本計画を変更していくのかというようにとれるのではないかと思います。発想が少し逆転をしているのではないかと思います。教育振興基本計画を検討するために、事務分掌を変更していくことはいいかと思いますが、従ってそれについては、教育大綱の改訂やそういう文言に変える方がいいかなと思いました。 また、第3章の本計画の目標で、中段に「教育大綱と呼応しながら」という表現に引っかかりを覚えます。教育大綱と「共有」、あるいは「共同」「連携」することでどうかと考えます。加えて、「みんなの学びが叶うまち」の下のところ、計画策定時に少し指摘されたところであると思いますが、教育委員会事務局職員をはじめという書き方をしていますが、「この基本理念は、市内小中学校の児童生徒と教育委員会事務局職員」という表現にして、児童生徒の方を前に持ってくる方がいいのではないかと思います。そういう指摘があったかと思いますが、また、「教育の未来を描き、語り、表現していただき取りまとめたものです」とありますが、この文章表現も「事務局の職員が協力し、本市の未来の教育像を表現して取りまとめた」という文章表現に変えていただく方がいいのではと思います。確かに描いて皆で語り合って、自分の考えを表現したという気持ちはわかるのですが、文章表現としてはそういう形がふさわしいのではと思います。
佃委員	お二方の委員がすでに言われましたとおり、移行に伴いまして、現況を見つめつつ、短期間でここまで案を出していただいたということに大変敬意を表したいと思います。 まず、1ページの計画の背景と趣旨で、国の教育振興基本計画にも掲載されている下から4行めの「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」、このウェルビーイングという言葉は、本当にこの言葉が出たあたりからずっと教育でも言われるのですが、色々な捉え方ができると思いますし、逆に言っても、これについては、注釈でこういうことですよということを付けていたので、次のページの米印2つめを付けていただいて、用語解説をいただけるといいのではと思います。 それから、エビデンスに基づく記載ということで、グラフや表を入れていただいたことは大変良いと思うのですが、職務代理がおっしゃったとおり、3つの測定指標が本当にこのままでいいのかなと少し思うところで、例えば測定指標2については、現在でも小学校では94.8%と示されていたりして、これから上がったたり下がったりっていうところに一喜一憂するにしても、これを100%まで突き詰めていくのかというところも含め、指標というのは大変難しいなと思いますので、もう少しじっくり考えてみていいのではないかと思います。 それから、第5章の2 個を認め、寄り添い、活かす教育の推進で、現況

(佃委員)	のところにコロナ禍以降の不登校児童生徒の激増ということについて全く触れられていません。このことは、前回計画を策定された時以上に、現在不登校の問題というのは本当に深刻になっておりますし、それに対して対策とか、これから個に応じた場の設定であるとか、教育をどう保障するのかという議論が大変大きくなってきていると感じますので、この現況のところにそういったあたりの社会的背景をもう少し掲載した上で、不登校の支援についてはというように記載される方がいいのではないかと思います。 最後に、改訂の過程をご教示いただく中で、第5章の5 学びを支える教育環境の整備の施策の方向性が黒丸印で並んでいます、その2つめと3つめに、「めざす子ども像を目標に小中一貫教育を推進します」という新たな表現をしていただいたのは、とてもいいなと思いました。その下に「教育関係の向上を趣旨とする学校の適正規模」等々書いていただいているのですが、ここから「義務教育学校」という言葉は省いておられる理由を教えてくださいたいと思います。
古市教育総務課長	以前は、「義務教育学校制度の活用等により」という文言が入っておりました。ただ、この文言が結構大きくクローズアップされるような形に見えてしまうというところもあります。現在、様々な学校の形態があります。例えばこの義務教育学校も含められる小中一貫校や学びの多様化学校、小規模特例校等いろんな学校形態がございますので、この一択ではないということを示したかったところです。
佐々木委員	先ほど佃委員がおっしゃったことと重なりますが、事前に拝見した時に思ったこととして、測定指標の項目が一貫した指標を掲げられております。ここからいろんなことを推測したりして見ていくのだとは思いますが、もっと表現の仕方のバリエーションとか子どもたちに対して見る視点も大事だと思います。この測定指標はこのようになる、あのようになるような内容です。今の世の中では、この測定指標の裏側が重要視されているように感じます。この測定指標にもう少しバリエーションがあると納得感が得られ、子ども理解につながるのではないかと感じました。
山本教育長職務代理者	先ほど、佃委員がおっしゃられたウェルビーイングについては、注釈をいれる必要があるかと思います。超スマート社会 Society 5.0については注釈が入っていますので、その方がいいと思います。
尾崎委員	今後、先ほど申し上げた基本方針と施策と大綱の基本方針を重ねながら比べていくと、どういったところを補完しないといけないかと思えてくると思いますが、例えば教育大綱において、めざす教育施策やその方針というものが変更される、あるいは割愛される、または逆に加わる、そういったことに

(尾崎委員)	について、共有し重ね合わせ比較しながら、補完する部分がどこにあるのかということについて今後検討していただけたらと思いますので、今回の素案については十分にできていないということであろうかと思いますが、一旦この素案というのは、この改訂の方針にありました一定の教育大綱との整合、時代に即した表現、国や府との整合、分野別計画との整合の4つの視点でございましたが、1つめについては、その作業途中であるという理解のもとで、一旦この素案については、私が検討をお願いしましたところなどをご検討していただくという前提のもとで、了解できるのではないかと思います。 ただ今後、先ほど申し上げましたとおり、教育大綱の全体像が見えたときに比較分析等をしていただきながら、教育振興基本計画の改訂作業を進めていただきたいと思います。
古市教育総務課長	ご意見いただきましたとおり、まず今の段階では4つの視点で見直しをしていく中の3つの視点は、概ね反映されると思います。教育との整合におきましては、今後、原案策定のタイミングがございますので、本日の午後からの総合教育会議での大綱の素案を受けた上で、整合をしていきたいと思えます。
木村教育長	当然、教育大綱と教育振興基本計画を共有していくということなので、両方のバランスや互いに補完し合う関係は、大事だと思います。また、事務局の中でも詰めていき、しっかり中身を共有できたらと思います。 他に質疑はございませんか。 (「なし」 の声)
木村教育長	ここでお諮りいたします。 議案第16号 四條畷市教育振興基本計画改訂(素案)策定については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
木村教育長	異議がないようですので、議案第16号 四條畷市教育振興基本計画改訂(素案)策定については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 報告第10号 令和7年度一般会計補正予算(第2号)に対する意見の申し出についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
阪本学校教育部長	報告第10号 令和7年度一般会計補正予算(第2号)に対する意見の申し出について、令和7年度一般会計補正予算(第2号)を市議会6月定例議

(阪本学校教育部長)	会へ提出するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を申し出ることについて、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。 教育関連の補正予算の詳細について、配布している資料令和7年度四條畷市一般会計補正予算 予算に関する説明書に基づいてご説明いたします。資料の12頁から13頁をご覧ください。款「教育費」、項「小学校費」、目「学校管理費」の小学校管理事務は、令和7年市議会2月定例議会での令和6年度一般会計補正予算第11号における小学校校門オートロック整備工事予算に対する審議の際、当該工事に合わせて防犯カメラも設置し、児童の安全確保を徹底することが重要であると複数の委員からご意見をいただいたことを受け、改めて学校の安全対策について検討した結果、校門への防犯カメラの設置は、学校への訪問者を記録することで、子どもや保護者の安心感の向上に繋がると判断したことから、防犯カメラ購入に係る経費を計上するものでございます。続く、小学校安全対策事務についても、学校安全協議会の学校受付員による見守りが終了となる時点から、登校時の一定時間に限定いたしますが、引き続き人員による見守り活動が実施できるよう、業務員の配置に係る委託経費を計上するものでございます。なお、登下校時間帯全体を通しては、各学校によって時間等は異なりますが、教員業務支援員にも対応いただき、安全確保に努めてまいります。 内容の説明は以上です。なお、本補正予算は令和7年6月2日に開催された市議会6月定例議会で提出され、令和7年6月5日の予算決算常任委員会を経て、同月17日に原案のとおり可決されていることを併せて報告いたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
佃委員	校門のオートロック化、防犯カメラの導入は大変喜ばしいことだと思います。防犯カメラは、もちろん記録はできる媒体ではありますが、すべての教職員、学校に関わる人たちが、自分の目と、子どもを守るという大切な心を持ち、日々の教育活動を進めないと、やはりいろいろなことが起こってしまうようなと思いますので、ハード面に頼ることなく、業務の負担になるということではなく大切なことであることを必ずお伝えいただけたらと思います。
木村教育長	他に質疑はございませんか。 (「なし」 の声)

木村教育長	それでは、次に移ります。 報告第11号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	報告第11号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告について、ご説明申し上げます。 教育指導の計画につきましては、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第13条で「校長は、毎年学年初めに、教育委員会に報告するものとする。」と定められており、項目を申し上げますと、(1) 学校経営の重点、(2) 学習指導及び生徒指導の重点、(3) 健康管理と指導の重点、(4) 日課表、(5) 校務分掌、(6) 行事予定表、(7) 教職員の研修計画の7項目でございます。 教育指導の計画がまとめられた各学校の教育計画をご確認ください。令和7年度教育活動は、本教育計画をもとに行われることとなります。(1) 学校経営の重点、(2) 学習指導及び生徒指導の観点、(3) 健康管理と指導の重点につきましては、令和7年3月改訂のまなびのプランに基づき、カリキュラムマネジメント、発達支持的生徒指導、ポジティブ行動支援、エビデンスベースの学校づくり等の観点を参酌の上、各校で定められておりました。(4) 日課表につきましては、すべての小中学校で学校教育法施行規則に基づく小学校1単位時間45分、中学校50分と適切に定められています。また、令和6年3月策定の第4次四條畷市子ども読書活動推進計画に基づき、小中学校において、朝の読書活動が位置付けられています。(5) 校務分掌につきましては、各学校長の学校経営方針の実現に向けて適切に分掌されています。今年度からまなびのプラン2期に基づいた学力向上の取組が始まります。すべての学校で学力向上担当者が適切に位置づけられておりました。(6) 行事予定表につきましては、儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集团的行事、勤労生産・奉仕的行事が適切に計画されております。(7) 教職員の研修計画につきましては、各校の運営方針に適した研修が計画されておりました。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	各校長先生初め先生方が4月当初の忙しい時に、年間の教育課程についてのご執筆を賜って大変なことだと思っております。事務局の方にお尋ねをいたしますが、1つは校長先生の学校経営方針の中で触れられております教育課程編成の方針が、具体的に姿となって現れるのは年間指導計画のところであらうかと思えます。各教科等で、例えば、カリキュラムマネジメントであるとか、教科担任制であるとか、学力向上とか、そういうことに絡めカリキュラムを工夫なさったその形が、年間指導計画の中でどのように見られているかということについてお尋ねをしたいと思います。 もう1点は、例えばこれはある学校で、「ある教科の授業がわかりやすいで

(尾崎委員)	すか」ということを尋ねると５０％程度の子どもしか「わかりやすい」と答えていない。これは、大きな課題であろうと思います。こういう課題が教育課程上で、どのように反映され、年間の指導目標としてされているのかと思います。これは、１点めと関わるかもしれませんが、こういうことについて、教育指導計画を見ていただいた事務局指導主事先生方のご意見をお伺いしたいと思います。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	１点め、教育課程の編成方針がわかる各教科等の年間指導計画、カリキュラム表については、事務局で確認したところ、取組が先進的に進んでいる学校におきましては、例えば各教科の年間指導計画表の中心部に総合的な学習の時間の表を受ける総合的な学習の時間との各教科との関連がわかりやすい表に工夫がなされておりました。また、年間指導計画表とは別に、総合的な学習の時間の指導計画を策定し、その中に各教科の単元、また関連性関連等を明確に記載して、新たな提示を起こしたという学校もございましたので、こういった先進的な取組をすべての学校に発信、普及して参りたいと考えております。 ２点め、ご質問いただきました「教科の授業がわかりやすい」等アンケート指標につき課題が見られることに対する取組については、各学校実態に応じた取組を進めるべく、学校教育計画には記載されております。今回まなびのプランに基づいて、「エビデンスベース」は１つ鍵になっていますので、アンケートの結果を高めるための具体的な施策というのを各校で策定し、また記載されているところです。今回この記載されたことをもとに今年１年間、学校の指導助言に努め、また学力向上に努めてまいりたいと思っています。
佃委員	昨年度から申し上げていました結果、様式がすべての学校で、特に学校経営計画については整ったというところは評価をさせていただきたいと思うのですが、以前から私から申し上げるのは、先ほど金子センター長もおっしゃったように、やはりエビデンスというところを大切にしなければならないにもかかわらず、なかなか、自分の学校の現状をデータで示していただけない学校がいまだにあるということについては、少し寂しさを感じました。 その中でもデータの示し方ということで気になったことが１点ありますが、大概是達成率ということで、８０数％とか示していただく中で否定的な回答を指標とされているために目標値が０％というような示され方もありました。一般的にその市民の方等からご覧になると、少しその１００％が一番いいのではないのかという点で混乱される場合もあると思いますので、こういったデータについては一定１００％が一番良いという点で統一される方がいいのではないかと思います。なかでも、とてもおもしろいと思った学校もあり、四條畷西中学校では、先生方に教職員アンケートで、「今年度、教師になってよかったと思う場面があった」という指標がありました。こうい

(佃委員)	うささいな先生方の感想を指標にされるということはやはり先生方のモチベーションにつながるところだと思い、これが100%になったらいいなと思いましたので、こういった点ご紹介されて評価されてもいいのではないかと思います。
佐々木委員	私は、保護者という立場ですので、当然ではあると思うのですが、学校の中でこうして学校教育計画というのがしっかり毎年されていることが、私の立場からすると先生方も一生懸命形にされているというところに感謝を感じました。 その中で、学校側の認識とおそらく校長先生が発行されている学校からのお手紙というところで、保護者にも認識できるように発信されているかと思うのですが、最近であれば紙ではなくマチコミのデータでの配布で、私自身もですが、今開いても、また開いたけれどスマホであったり、やはり大事なことなのですが、少し保護者への伝わり度というのは増えている部分もあると思いますし、減っている部分もあるのかと感じました。 ですので、こういった先生方の取組やこの小学校はここに力入れているというところの保護者の受取りがあるかないとでは随分違うのかなと感じました。園選びで幼稚園または保育園に行く時は、おそらく園の理念やどのように子どもを見てもらうかというところをとっても吟味し、園に希望や応募ををすると思うのですが、小学校になった途端に保護者からすると、この地区なのでこの小学校に行くというように、その学校の教育方針のようなところは割と置いてきぼり感があるので、やはりそれが先生方のやっていることをめざしていることと保護者の受取りがもう少し一緒になるといいのではということを経験したので、今回のこの報告を受けて感じましたので、お伝えさせていただきます。
山本教育長職務代理人	すべてではないですが読ませていただいて、一番感じるのは校長の学校経営計画というのが従前と比べしっかりと取り組まれているというのは、教育委員会の指導の賜物と思っています。 また、先ほど金子教育支援センター長から7項目の観点を言われたのですが確認をいたしますと、非常に羅列的に書かれている学校が何校かあります。校内でされていることを、とにかく出している文章、計画をデータ文書、とにかく冊子にしたのだというような印象を持って仕方ありません。ただ、やはり年間の教育計画ですので、今年度はこういう観点で、こういう教育をするのだということが見えるような計画にすべきではないかと思いますので、その点をさらに各学校を指導していただければと思いますのでよろしくお願いします。
木村教育長	他に質疑はございませんか。

	(「なし」の声)
木村教育長	それでは、次に移ります。報告第12号 児童生徒用端末機器等の取得についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	報告第12号 児童生徒用端末機器等の取得について、ご説明申し上げます。 教育長に対する事務委任規則第1条第3号の規定により、1件2,000万円以上の教育財産取得を市長に申し出るにあたり、特に緊急を要するため、会議を招集する時間的余裕がなかったため、同規則第2条第2項の規定に基づき、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づき、その内容をご報告いたします。 別紙をご確認ください。令和3年度から実施された第1期GIGAスクール構想の実現に際し取得した児童生徒用一人一台端末について、令和8年度から始まる、第2期GIGAスクール構想の実現に係る体制への移行のため、児童生徒用端末約4,272台、うち予備機557台を延べ2億1,956万6,028円で取得するものです。 今後、調達に関しては、「令和7年度大阪府GIGAスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ調達実施業務」に係る入札結果をもとに、令和7年度大阪府GIGAスクール（iPadOS）共同企業体と契約を締結し、進めてまいります。 なお、本案件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当することから、先に閉会した令和7年6月定例議会に議案として提出し、ご可決いただいておりますことを申し添えます。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
	(「なし」の声)
木村教育長	それでは、次に移ります。報告第13号 四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
谷口学校給食センター所長	報告第13号 四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について。 物価高騰により食材価格が上昇し続けている中で、児童生徒に必要な栄養価と量を確保するために学校給食費を改定するとともに、その改定に伴う増額分については物価高騰対策、子育て支援として、保護者負担額は変更しないよう、四條畷市学校給食費に関する規則を改正いたしましたので報告する

(谷口学校給食センター所長)	ものでございます。 それでは、内容につきましてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。まず、第3条の納入義務者の定義について、わかりやすく区分分けをするよう変更いたしました。次に、第5条第1項は字句の修正を行いました。第2項は、年間を通じて給食の一部を停止する場合の年額を「別表第2のとおり」と記載を変更いたしました。第3項は、年度途中で納入義務者になった者の学校給食費の額は、別表第1又は別表第2の年額を給食実施回数で除した額を「給食単価」と定め、この給食単価に受ける給食回数を乗じた額に変更いたしました。また、納入義務者でなくなった者の学校給食費の額も同様に、この給食単価に受けないこととなる給食回数を掛けた額を年額から引くよう変更いたしました。第4項では、給食の全部停止または一部停止する場合の算出方法を追記いたしました。第5項では、給食単価の算定においては1円未満を四捨五入するものと変更いたしました。第6項では、臨時的に給食を受ける場合の学校給食費、給食単価に受ける予定の給食回数を乗じた額に変更いたしました。次に、第8条第1項では「学校給食の一部」を「学校給食のうち牛乳、主食（パン及び米飯をいう。）又は副食の一部」に変更し、字句修正も合わせて行いました。また、第8条第3項では、第3条にて納入義務者の定義を区分分けしたことにより別表第3を削除し、減額する1食あたりの学校給食費の計算方法を区分ごとに記載するよう変更を行いました。次に、別表第1には改定後の学校給食費年額を区分ごとに記載し、別表第2には改定後の学校給食費年額から算出した、年間を通じて給食の一部を停止する場合の学校給食費の年額を、区分ごとに記載するよう変更を行いました。その他、これらに伴う項ずれの修正や細かな文言の修正を行っております。最後に、附則には物価高騰対策に係る学校給食費の年額の特例として、当面の間附則別表第1及び第2のとおりとすることを記載し、別表第1及び第2との差額については公費負担とすることとしております。 なお、この規則は、令和7年6月6日から施行するものです。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
佃委員	本当に昨今の物価高騰で先日も福岡県のある小学校の給食がからあげ1個だけだったというニュースもあり、大変ショッキングな話でしたが、保護者に負担をしていただくことなく、公費でこのようなことをしていただけるのは本当にありがたいことだなと思いますので、心からお礼を申し上げます。
木村教育長	他に質疑はございませんか。 (「なし」 の声)

木村教育長	それでは、その他の案件に移ります。
古市教育総務課長	学校施設整備方針（令和６年１２月改訂版）において、改訂後より半期ごとに取組の進捗管理を行うことになっているため、学校施設整備における取組の進捗をご共有いたしたく思います。 資料の学校施設整備方針にもとづく取組の進捗状況管理表（令和７年３月末時点）をご覧ください。資料の様式は、個別施設計画【公共施設】の取組進捗の報告と同じものを用いています。掲載期間も同様に、本方針の２０１９年から２０２４年まで及び短期である２０２５年から２０３０年までのそれぞれの区分で各小中学校の実施状況を記載しています。表の下には備考に、特記事項として、５月度の教育委員会定例会にて報告をいたしました内容である「平成３０年１１月の学校再編整備計画策定から一定の年数が経過した現在、教育委員会や学校で行ってきた様々な取組を、６つの観点をもとに検証に着手する。」と記載しております。以上の内容をもとに、先日の６月２０日の公共施設等総合管理計画推進本部会議にて共有し、本日の定例会で共有のうえ、その後、市ホームページで進捗状況の公表を予定しております。
木村教育長	他にございますか。 （ 「なし」 の声 ）
木村教育長	それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和７年７月２９日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 尾崎 靖二